



人事労務担当者の皆様に

特選パーソネルセミナー

# 長時間労働者の健康福祉確保措置と安全配慮義務

## ～限度時間規制で求められる健康福祉確保措置(36協定)の実施で安全配慮義務は果たされるか～

労基法改正による長時間労働の是正に併せて、過労死・過労自殺や過重労働を防止し損害賠償リスクを回避するため安全配慮義務の十分な履行が求められます。そこで、長時間労働に伴う安全配慮義務にどう対応するかについて、新たに義務化された36協定の健康福祉確保措置の具体的実施策を含め、事業者のリスク回避のため必要な対応策を検討・解説します。

- 日時 2019年11月25日(月)午後2時(午後1時30分開場)から午後4時30分
- 会場 中労基協ビル 4階ホール 千代田区二番町9-8
- 主な内容
  - 安全配慮義務とはどのようなものか  
義務の内容 どのようなリスクが生じるか
  - 長時間労働に関する安全配慮義務はどうすれば果たされるか  
労働基準法・労働安全衛生法との関係 労災認定基準との関係 その他
  - 36協定の健康福祉確保措置への対応と安全配慮義務  
各措置の具体的内容 安全配慮義務履行の観点からみた各措置の意義
  - 安全配慮義務を念頭に置いた長時間労働者の管理
- 講師 弁護士 西園寺直之 氏 (伝馬町法律事務所)
- 受講対象 経営担当者、労務管理担当者。その他関心のある方
- 受講料 主催団体の会員無料 非会員3,000円(資料代、税含む)  
(「主催団体の会員」は、裏面の「※主催団体の会員とは」をご覧ください。)
- 問合せ先 (公社)東基連 中央労働基準協会支部  
千代田区二番町9-8 電話:03-3263-5060



**東基連**

公益社団法人 東京労働基準協会連合会  
TOKYO FEDERATION OF LABOUR STANDARDS ASSOCIATIONS

**中央労働基準協会支部** est.1947

# 2019.11.25 特選パーソネルセミナー(第2回)

## 長時間労働者の健康福祉確保措置と安全配慮義務

### お申込から受講まで

- (1) 申込 (公社) 東基連中央労働基準協会支部のホームページ (<https://www.celsa.or.jp>) のトップページの写真の下方にある「講習・セミナーのご案内」の「その他の安全衛生・労務管理講習等」のうち「特選パーソネルセミナー」をクリックし、Web 申込をお願いいたします。  
お申込は、お一人様ごとをお願いいたします  
インターネット環境をお持ちでない方は、セミナー担当(03-3263-5060)あてお問合せください。
- (2) 受講票 受付後、返信メールを送信いたします。この返信メールが受講票になりますので、プリントアウトして、受講当日、会場にてご提出ください。(お申込後4日過ぎても返信メール未着の場合、お手数ですがセミナー担当(03-3263-5060)あてご連絡をお願いいたします。)
- (3) 非会員の方の受講料 (主催団体の会員※の方の受講料はありません)  
非会員の方は、受講票到着後1週間以内(申込締切日(11月18日)までに1週間ない場合は申込締切日まで)に下記の銀行口座に、3,000円をお振込みください(振込手数料のご負担をお願いいたします)。

振込先 みずほ銀行 麹町支店 普通預金 1177896

名義 公益社団法人東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部

シャ) トウキョウロウドウキジュンキョウウカイレングウカイ チュウオウロウドウキジュンキョウウカイシブ

※ 主催団体の会員とは

① 中央労働基準協会支部の会員

② 次の会員

東基連本部の会員、上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅・三鷹の各支部の会員

(4) 受講当日 返信された受講票(上記「(2)受講票」)を、セミナー会場受付にご提出ください。

(キャンセル) セミナー当日以前8日目=11月18日までの間のキャンセルは受講料を返還します(振込手数料のご負担をお願いいたします)。セミナー当日以前7日間でのキャンセルは、受講料を返還できませんので十分ご注意ください。

ご記入いただいた個人情報は、本講習の実施のため以外には使用しません。

### 会場案内

11月25日(月)14時(開場13時30分)

中労基協ビル4階ホール(80人)

千代田区二番町 9-8

- ・ 地下鉄有楽町線 麹町駅  
4番出口徒歩4分
- ・ JR 四ツ谷駅 麹町口 徒歩8分

